

# みんなでより良いまちづくりを

自分たちにできる範囲でまちづくりに関わりたい  
『こうか市民活動ネットワーク』



## 子ども・食・歴史文化について大いに語り合う

**【1/28 市民活動団体のテーマ別交流会】**  
市内で活動されている様々な団体から約50名が集まり、「子ども」、「食」、「歴史文化」について語り合いました。  
様々な活動をしている団体の方と出会えて良かった、新しい情報をいっぱい入れることができた、などのうれしい感想の反面、人数が多くてゆっくり語り合えなかったという、盛況が裏目に出た感想もいただきました。



## 市民活動が活発になるには？活動しやすい環境づくりとは？

**【9/28、10/24、11/21、1/25 市民活動支援機能の研究会】**  
「自分たちの活動を紹介したり、催しのPRを助けてほしい。」そんな思いをもった市民活動団体は多いと思います。研究会では、4回にわたり他市町の活発な市民活動支援センター事例を学んだり、甲賀市でどのような支援機能をつくっていったら良いか意見交換を行いました。

甲賀市総合計画が本格的にスタートしました。同計画の中には市民と行政との「協働」を掲げ、みんなが一緒になってより良いまちづくりを進めていくことが盛り込まれています。  
そうした中で平成17年10月には市内で活動していたそれぞれのグループが一緒にまちづくりを進めていこうと「こうか市民活動ネットワーク」を設立され、現在は35の団体及び32人の個人の個人の方々が加入され、よりよいまちづくりをめざし取り組んでおられます。  
今回は設立から3年目を迎えた同ネットワークの昨年度の活動を紹介します。

## 「市民活動支援補助金」の成果発表会・応募説明会を行います

この補助金は市内で活動する市民活動団体が、地域の課題の解決や、教育、文化、福祉など様々なテーマでよりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、市がその経費の一部を補助するものです。これらの補助対象事業は公募により募集し、審査を経て決定します。

皆さんも甲賀市が「元気」になる事業を企画し、実現してみませんか。

平成18年度にこの補助金を活用して行われた事業の成果発表と補助金の説明会を下記のとおり行いますので、関心をお持ちの皆さんはぜひお越しください。

- 日時**▶ 5月16日(水) 19:00~22:00
- 場所**▶ 市役所水口庁舎 3階会議室
- 内容**▶ ・昨年度に市民活動支援補助金を受けた団体の成果発表  
・「平成19年度市民活動支援補助金」についての説明

**対象事業**▶ 平成20年3月31日までに市内で実施される事業で、自主性、自立性に基づき継続性があり、市が実施する他の財政的支援制度を受けないもの。また営利を目的とするもの、政治的、宗教的活動、サークルや趣味の会が親睦を目的に実施する催しは対象となりません。

**団体の条件**▶ 市内に活動拠点がある団体で、市民誰もが自由に参加できる団体  
※その他、補助金額など詳しいことは下記までお問い合わせください。



## 市民と行政の協働って？市民も市職員も一緒に語り合う

**【7/16、9/24、3/3 市民と行政の協働セミナー】**  
これからのまちづくりは市民と行政が協働で行うということをよく耳にしますが、「協働」と一言言ってもわかりづらい点多々あります。  
協働セミナーでは、大阪国際大学の松下先生や龍谷大学の土山先生のお話から、市民も市職員も一緒にテーブルで語り合いながらお互いの信頼関係を築き、共に対等のパートナーとしてまちづくりを行っていく必要性を認識しました。

3年目となる平成19年度も交流会や学習会などを活発に行う予定です。甲賀市を魅力あるまちにしていこう、自分たちができる範囲でまちづくりに関わっていこうというのであればどなたでもこの会に加入いただけます。  
市のホームページ（コミュニティ）の「まちづくりを担う市民のネットワーク」ではここに紹介した以外の詳しい活動内容をご覧ください。

## 市内での様々な活動を支援します

### 市民活動総合補償制度

#### ◆補償制度の対象となる活動

NPO活動、ボランティア活動、区・自治会の活動、文化・スポーツ活動など、主たる活動場所が市内にあり、活動が継続的、計画的に行われており、構成員が5人以上の団体による活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、手当や報酬が出ている場合は対象外となります。

#### ◆対象とならない事故

- 指導者や参加者の故意による事故
- 地震や洪水などの自然災害による事故
- 無資格運転や酒酔い運転、自転車の二人乗りなど法令違反での事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- 野焼き、山焼き、チェーンソー使用中の事故 など

#### ◆賠償内容

**《賠償責任補償》**  
市民団体等の指導者などが活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合のほか、財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合  
**《傷害補償》**  
市民団体等の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要するケースをした場合

賠償責任補償	
区分	てん補限度額
身体賠償	1名 6,000万円
	1事故 2億円
財物賠償	1事故 100万円
1事故につき、5,000円は免責で自己負担	

  

傷害補償	
区分	給付限度額
死亡	1名 500万円
後遺障害	1名 15～500万円
入院	1名 1日 3,000円 (180日限度)
通院	1名 1日 2,000円 (90日限度)
入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度	

#### ◆活動届の提出

市民活動中の事故と認められる場合に補償金をお支払いする制度として市が定めているもので、各団体が保険料を支払っていただく必要はありません。ただし、市がその団体を把握している必要がありますので、団体を所管する市の担当課に「市民活動団体活動届」をご提出ください。(すでに提出されている団体は今年度改めて提出いただく必要はありません。)

#### ◆事故が発生したら

必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。  
事故の日から大幅に遅れて報告書が出されると、市民活動中の事故と判断できず、補償金が支払えない場合がありますのでご注意ください。

- \*\*\* 活動届や事故報告書などの提出先の例 \*\*\*
- 社会教育、生涯学習関係団体
  - 【教育委員会 生涯学習課】 ☎ 86-021 FAX 86-0300
  - 【スポーツ関係団体】
    - 【教育委員会 生涯スポーツ課】 ☎ 86-023 FAX 86-0300
    - 【ボランティア関係団体】 ☎ 65-0700 FAX 63-4085
- 健康福祉部 社会福祉課 ☎ 65-0700 FAX 63-4085
- 区・自治会関係団体、NPO等市民活動団体 ☎ 65-0687 FAX 63-4554
- 総務部 市民活動推進課 ☎ 65-0687 FAX 63-4554

#### ◆お願い

「市民活動総合補償制度の手引」や「事故発生報告書」などの様式は毎年変更されますので、すでにお持ちの場合もその年度の最新のものをご使用ください。  
けがなどの場合に支払う補償金が増えるなど、この制度自体が成り立たなくなることもあります。特にスポーツ活動をされる場合は、準備運動の徹底、危険行為の禁止など安全指導を徹底していただきますようお願いいたします。

問い合わせ 市民活動推進課  
☎ 65-0687 FAX 63-4554